知的財産セミナーシリーズ 1
知的財産権概論－特許権を中心に

国立高度専門医療研究センター
医療研究連携推進本部
Japan Health Research Promotion Bureau

知財・法務課

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

「知的財産」とは
人間の創造的活動によって生み出された財産的価値を有する情報

「知的財産権」とは
法律によって保護される知的財産に関する権利

法律	保護される知的財産	知的財産権	
特許法	発明	特許権	産業財産権
実用新案法	物品の形状などの考案	実用新案権	産業財産権
意匠法	物品のデザイン	意匠権	産業財産権
商標法	商品・サービスに使用するマーク	商標権	産業財産権
著作権法	文芸・学術・美術・音楽・プログラムなどの精神的創作作品	著作権	
不正競争防止法	技術上・営業上の情報、限定提供データ	不正競争防止法上の法益	
半導体集積回路の回路配置に関する法律	半導体集積回路の回路配置	回路配置利用権	
種苗法	植物の新品種	育成者権	
特定農林水産物の名称の保護に関する法律	特定農水産物の名称（特性が産地と結びついている産品）	地理的表示	
商法	商号（会社名など）	商号	

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

産業財産権とは

1. 特許権

新しい発明を保護
（出願から20年、一部出願から25年）

リチウムイオン電池に関する発明や、画面操作インターフェイス（ズーム・回転等）に関する発明など

2. 実用新案権

物品の構造・形状の考案を保護
（出願から10年）

電話機の構造に関する考案。
例えば、 ボタンの配置や構造など

3. 商標権

商品やサービスに使用するマークを保護
（登録から10年、更新あり）

電話機メーカーやキャリア各社が自社製品の信用保持のため製品や包装に付するマーク

4. 意匠権

物品、建築物、画像のデザインを保護
（登録から始まり、出願から最長25年で終了）

電話機をスマートにした形状や模様、色彩に関するデザインなど

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

研究成果を保護する知的財産権

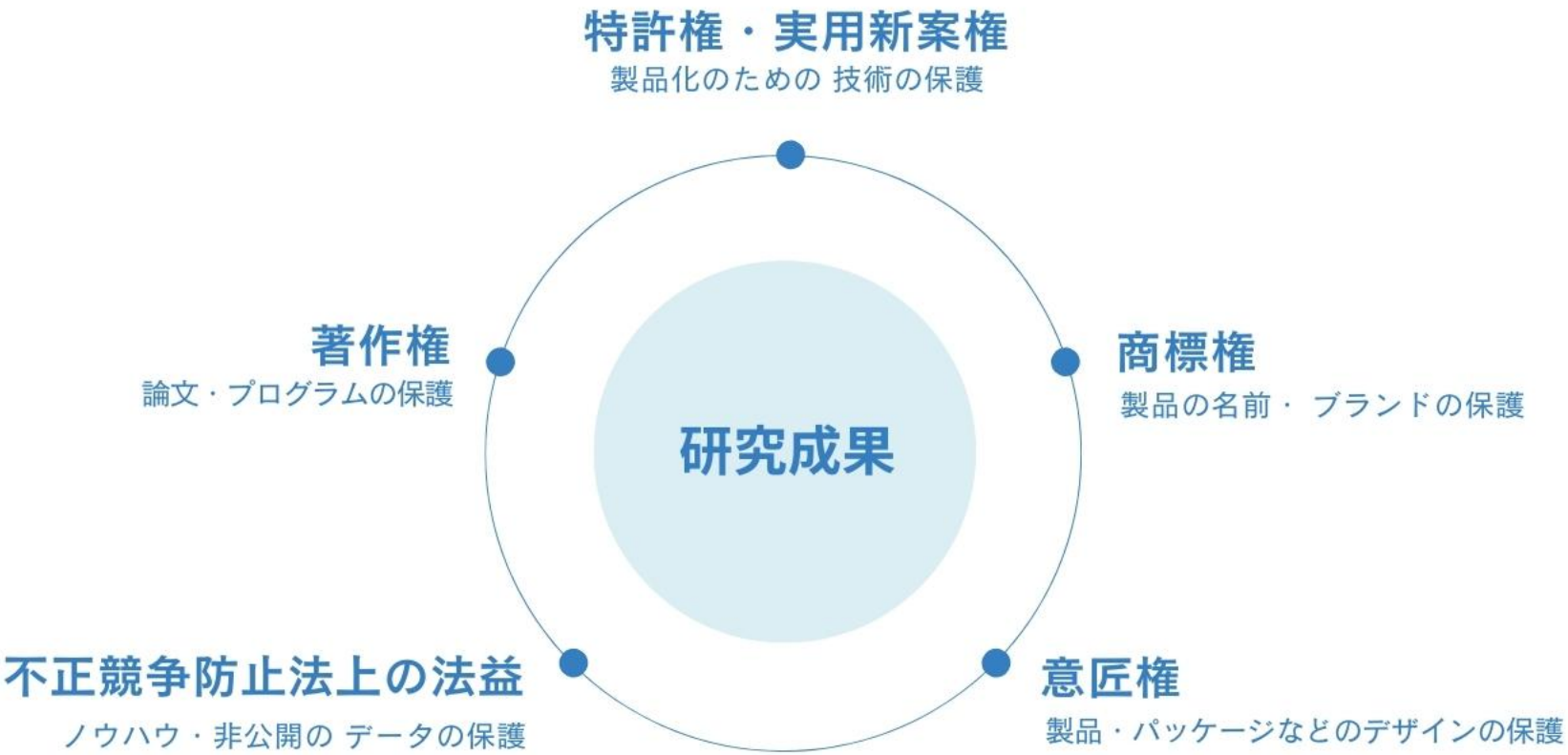

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特 許 権

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許法で保護される発明

「発明」とは
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの

物の発明	機械、装置、部品、材料、コンピュータソフトウェア など ! 物であれば**ライフサイエンス分野の物(医療機器等)も保護される**
方法の発明	物の生産（製造）方法、物の操作方法、物の分析方法、通信方法 など

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許法で保護されない発明

●「発明」に該当しないもの

例）自然界の法則、ゲームのルール、天然物、自然現象等の単なる発見、
コンピュータプログラム言語など

●産業上利用可能な「発明」に該当しないもの

①業として利用できない発明

例）個人的にのみ利用される発明（喫煙方法など）、学術的、実験的にのみ利用される発明

②実際上、明らかに実施できない発明

例）オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

ライフサイエンスにおける発明

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

ライフサイエンス分野

保護される発明

保護対象	具 体 例
物の発明	• 医療機器、医薬、医薬材料、ベクター等
方法の発明	• 医薬、ベクター、医療材料、医療機器等の製造方法 • 医療機器自体に備わる機能を方法として表現したもの （例）医療機器の作動方法 • 人体から各種の試料を収集するための方法 • 細胞の分化誘導・分析方法

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

ライフサイエンス分野

保護されない発明

保護対象外	具 体 例
人間を手術、 治療又は診断する方法	• 人に医薬を投与する方法 • 人に医療材料を移植する方法 • ベクターを用いて遺伝子を人に導入する方法 • 医療機器を使用して人を手術、治療、又は診断する方法 など

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特　許　出　願

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許制度

特許制度概要

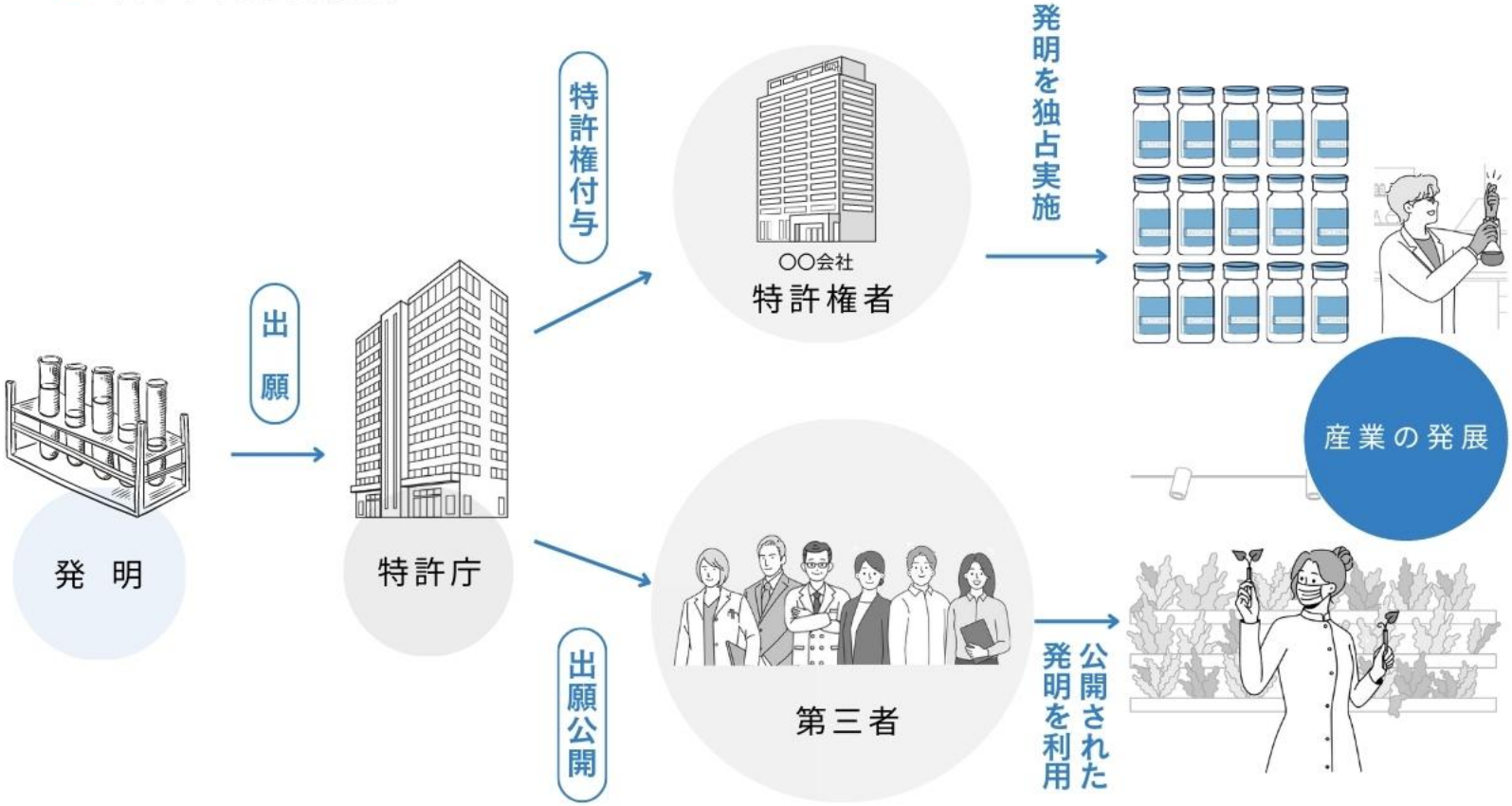

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許要件

新規性

新規性とは客観的な新しさ（国内外で公知公用でない、論文・刊行物及びWEBサイトに開示されていない）。

例）特許出願と論文発表の時期

※ 新規性喪失の例外

自己等の発表（公開）から１年以内に所定書面を提出して出願することで新規性喪失の例外規定の適用を 受けることができる。⇒ 新規性が喪失しないものとして取り扱われる。

新規性喪失の例外の適用を受ける場合

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許要件

進歩性

進歩性とは、発明の技術分野における通常の知識を有する者（当業者）が、出願時点において知られている技術（国内外の特許文献、公開論文、ウェブサイト掲載情報等）から容易に創作できないこと

《進歩性を満たさない発明》

- 公知技術の単なる寄せ集め
  A＋B→A、Bそれぞれの効果以上の効果が発揮されないもの
- 公知技術の転用、置換、素材変更、設計変更
  通常の技術者にとって転用、変更等が困難でなく、効果も予測可能

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許出願の主体－職務発明の場合

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

職務発明

職務発明の要件	1. 従業者等がした発明 2. 使用者等の業務範囲に属する発明 3. 発明に至った行為が従業者の現在又は過去の職務に属する

※職務発明規程において
　予め研究機関に特許を受ける権利を取得させることを定めることも可
　⇒ この場合、発明が生まれた時から研究機関に帰属

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

発明者の決定

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

発明者

● 発明者とは

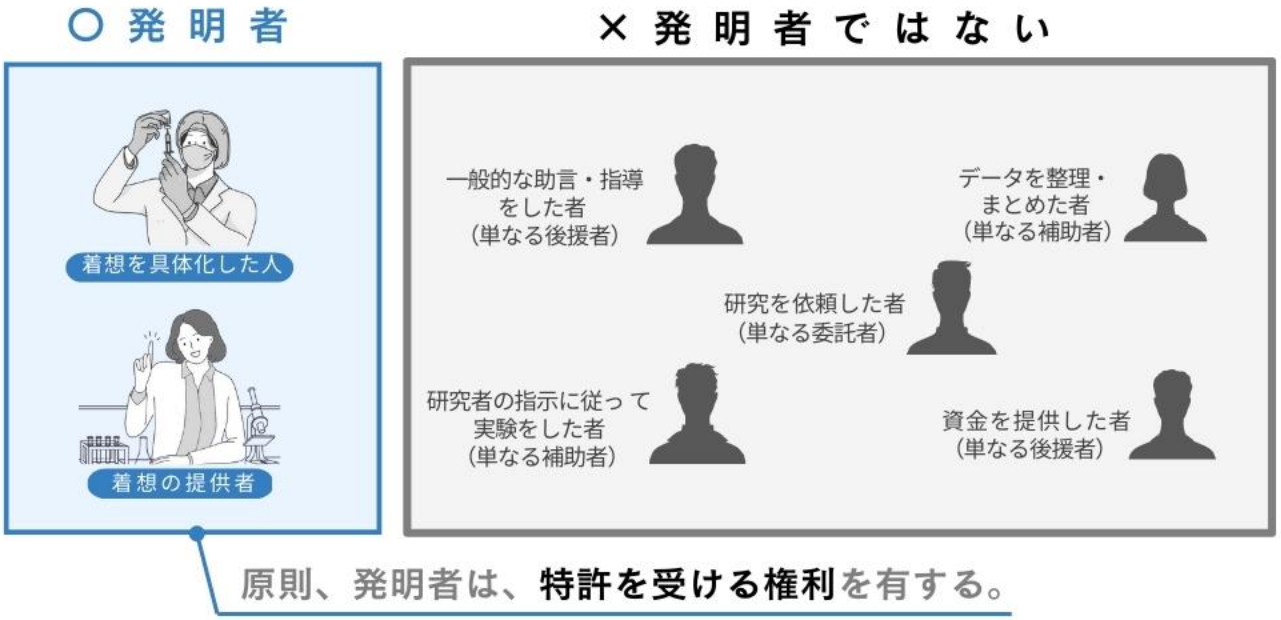

● 特許を受ける権利

特許出願をするか否か、または、権利を譲渡するか否か、などを決めることができる権利

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

共同出願

特許を受ける権利の共有

- 共同発明：着想の提供者、着想を具体化した人が異なる場合
- 他社（他社側発明者）と共同研究・共同開発を行う場合

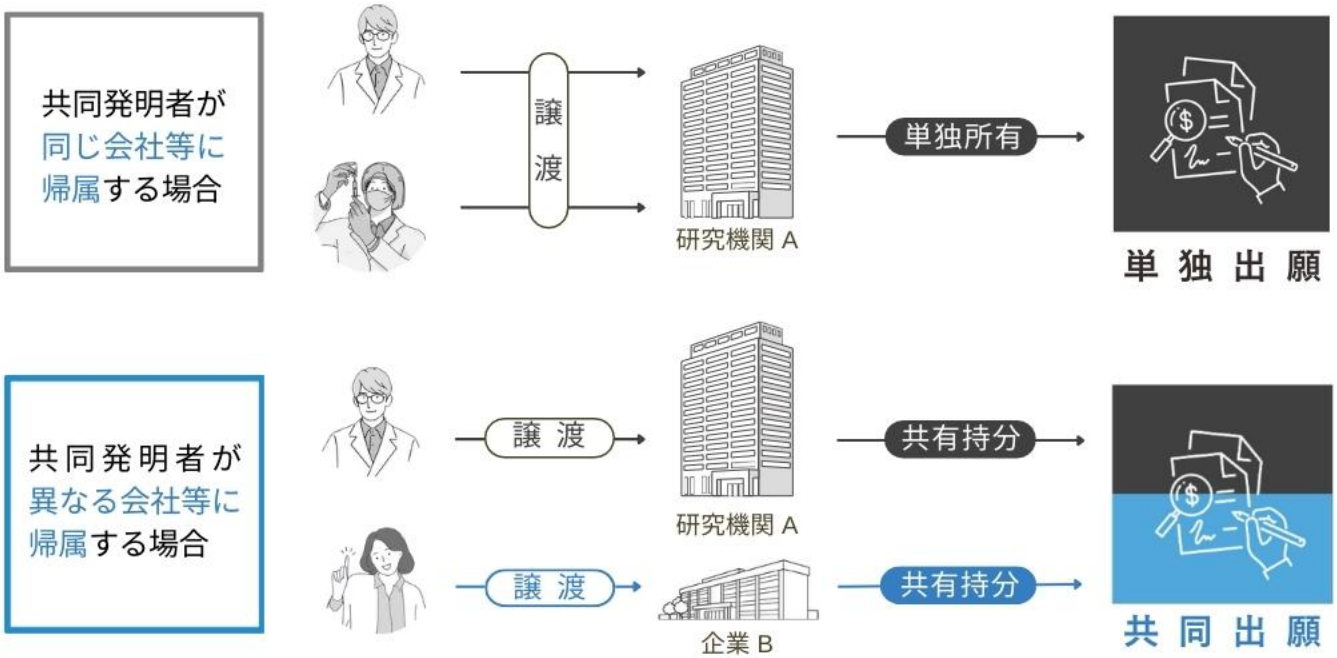

※特許を受ける権利を譲渡した場合、発明者であっても出願することができない。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

特許出願の流れ

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

出願から登録までの流れ

● 国内出願のみ

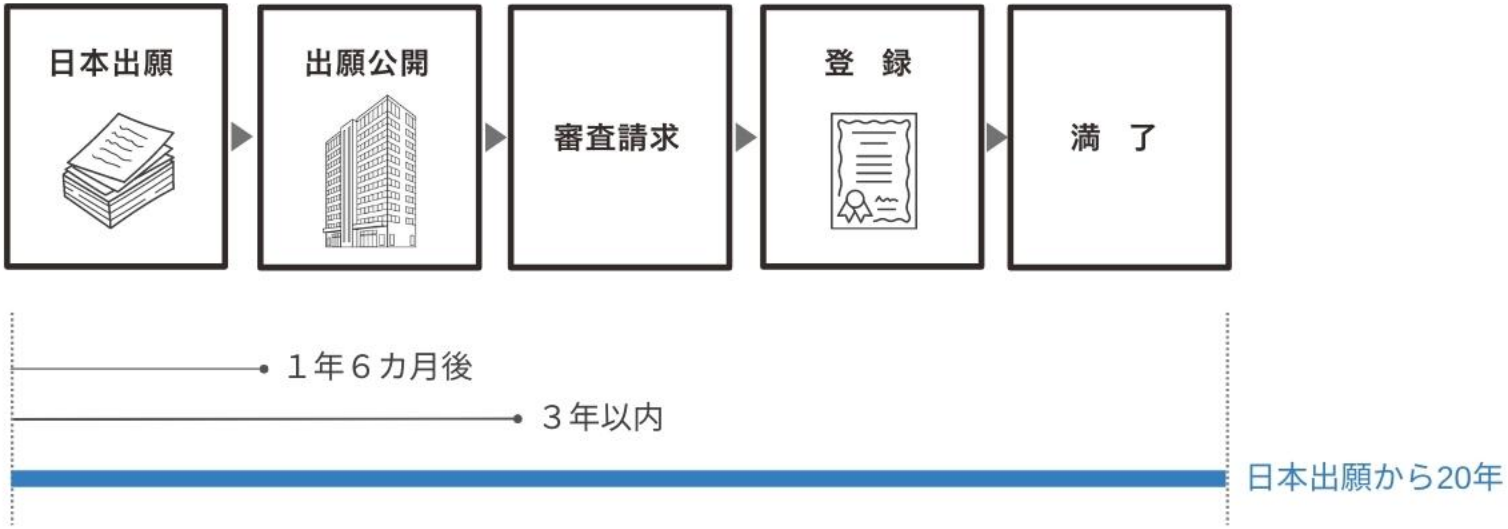

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

出願から登録までの流れ

●国際出願（PCT）

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

出願から登録までの費用

国際出願（外国1か国）費用例

日本出願 数十万円	国際出願 数十万円	国内移行 100万円～	審　査 数十万円	登録時 数十万円

米国特許維持年金 2021/1/2施行

2,000＄	3,760＄	7,700＄
1～4年	5～8年	9年～満了まで

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

発明を権利化することの意義

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

発明創出から権利の活用

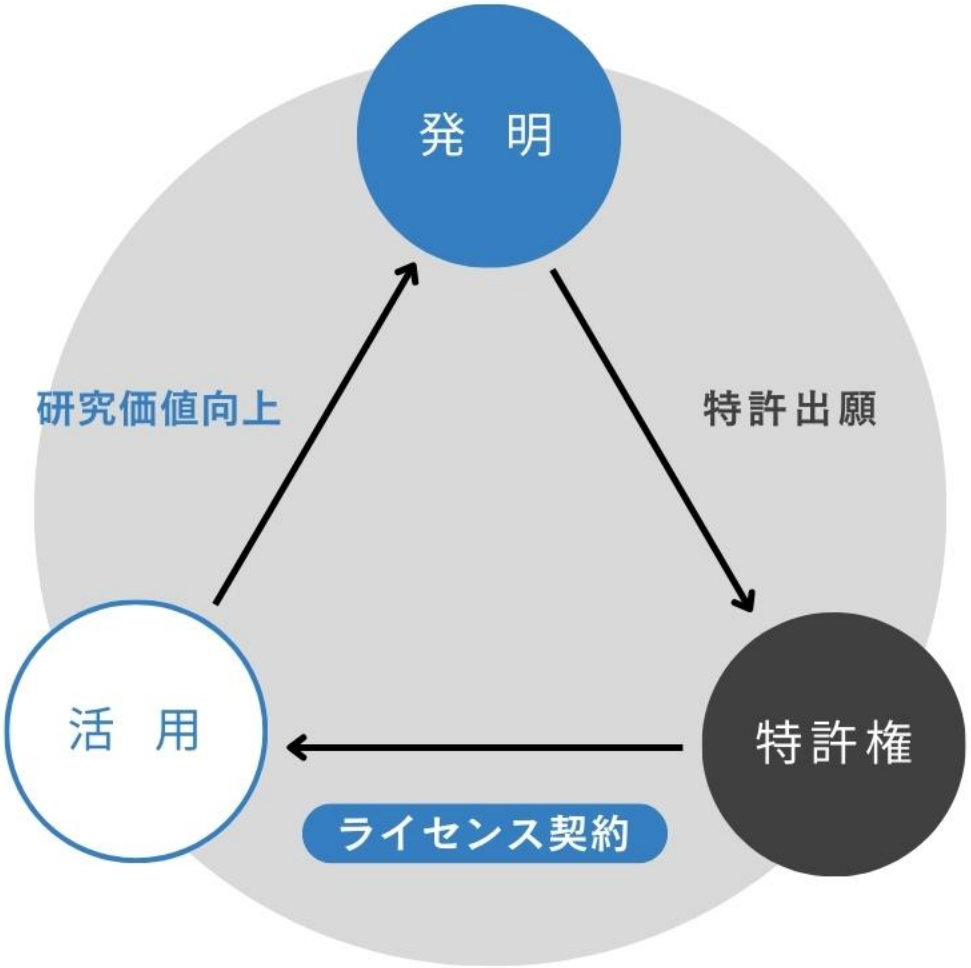

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)

おわりに

研究成果を適切に普及させる手段として特許出願の意義を再認識していただけますと幸いです。

出願の手続きにあたりご不明な点は産学連携担当者にご相談ください。

営利目的でのご利用はご遠慮ください。

Copyright © Japan Health Research Promotion Bureau(JH)